平成２６年（再イ）第５号

大阪府豊中市曽根南町２丁目２番21号、住民票上の住所大阪府吹田市千里山西１丁目15番37号

再生債務者　清水　貴司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月23日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第１１３号

大阪府豊中市大黒町２丁目16番20―405号

再生債務者　齊藤　健文

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年６月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月24日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第３号

北海道河西郡芽室町東１条南９丁目１番地９

再生債務者　杉山　隼人（旧姓伊豆倉）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月24日

釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２６年（再イ）第３号

青森市大字野内字菊川67番地８

再生債務者　山田　　進

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月24日

青森地方裁判所民事部再生係

平成２６年（再イ）第１１号

埼玉県所沢市御幸町７番13―605号　マック所沢コート

再生債務者　清水　信男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月23日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（再イ）第１号

大阪府門真市三ツ島640―１　アーバンヨシダ２―303号室

再生債務者　水谷　一成

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月24日　　岐阜地方裁判所

平成２６年（再イ）第１９号

名古屋市港区千鳥２丁目７番20号　ユニーブル名港アクティア1502号

再生債務者　平井　浩二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月23日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第３９号

名古屋市北区中味鋺３丁目221番地の５

再生債務者　兼松　愛樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年６月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月23日

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再イ）第２６号

札幌市白石区東札幌２条４丁目８番16号　アピアー２―Ｃ号、住民票上の住所札幌市白石区北郷６条９丁目８番13号

再生債務者　岩間　桂子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月24日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第２９号

石川県白山市あさひ荘苑２丁目29番地

再生債務者　美行　大介

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月24日　　金沢地方裁判所

平成２６年（再イ）第８号

静岡県田方郡函南町塚本983―１　フロンティアいむらＢ202

再生債務者　太田　陽子（旧姓本田）

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月24日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（再イ）第３７号

徳島県徳島市東吉野町１丁目48番地

再生債務者　塩田　康二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年６月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月24日　　徳島地方裁判所民事部

本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告平成26年第７号

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成26年７月７日　　本州四国連絡高速道路株式会社　代表取締役社長　三原　修二

記

２⑷ルイ③中「11月30日（日）」を「７月18日（金）」に改め、「とする。」を削り、２⑷ルに次のように加える。

ロ　しまなみサイクリングフリー

①　割引をする自動車等

④の割引適用区間を通行する、別表１に定める軽車両等のうち自転車。

②　割引率等

本割引適用後の料金の額は０円とする。

③　実施期間

平成26年７月19日（土）から平成27年３月31日（火）まで

④　適用区間

西瀬戸自動車道の来島海峡第三大橋（愛媛県今治市砂場町二丁目地先から同市馬島まで）、来島海峡第一・第二大橋（愛媛県今治市馬島から同市吉海町椋名まで）、伯方・大島大橋（愛媛県今治市宮窪町宮窪から同市伯方町有津まで）、大三島橋（愛媛県今治市伯方町伊方から同市上浦町瀬戸まで）、多々羅大橋（愛媛県今治市上浦町井口から広島県尾道市瀬戸田町垂水まで）、生口橋（広島県尾道市因島洲江町字白馬口から同市因島田熊町字西浦まで）及び因島大橋（広島県尾道市因島大浜町字大立場から同市向島町立花字大下まで）。